

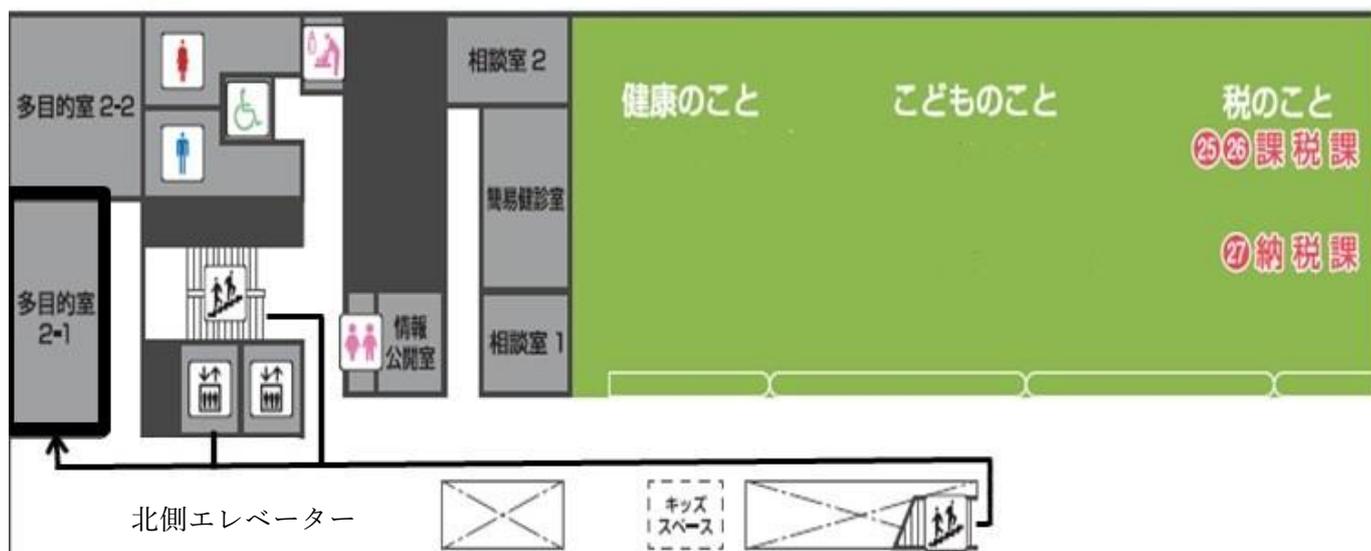
申告は令和7年2月14日（金）からです。

上記以前にご来庁いただいても、申告をお受け付けできない場合があります。

申告方法

郵送の場合		申告会場の場合	
期限	令和7年3月17日（月）	期間	令和7年2月14日（金）～3月17日（月） （土曜日、日曜日、祝日を除く）
郵送先	〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 財務部 課税課 市民税係 同封の返信用封筒をご利用ください。	会場	柏原市役所 本庁舎 2階 多目的室2-1 （9時～17時） 図1参照
		休日の申告受付について	
		期間	令和7年2月16日（日）
		会場	柏原市役所 本庁舎 2階 多目的室2-1 （1階北出入口よりお入りください。） 及び 国分出張所 （両会場共 10時～16時）

図1（柏原市役所 本庁舎2階） （注）令和7年2月16日（日）は階段が利用できないため2階  北側エレベーターをご利用ください。



提出書類は、市民税・府民税申告書の裏面上部の『◎持参していただくもの』をご覧ください。

申告書郵送のお願い

申告会場は大変混雑しますので、郵送での申告にご協力ください。郵送には同封の返信用封筒をご利用ください。

申告書郵送時の注意点

- ①令和6年(1月1日～12月31日)中に収入がなかった方は、申告書表面『令和6年(1月1日～12月31日)中に所得がなかった方等の記載欄』の該当するものにチェック及び記入をしてください。
- ②万が一、郵送いただきました申告書の記入内容等に誤りがあった場合は、添付していただいた資料に基づいて、職員が訂正させていただきます。
ただし、申告書の本人該当欄・配偶者控除欄・扶養控除欄・障害者控除欄については、添付資料だけでは確認が不十分な場合がございますので、申告書の各欄に必ず記入してください。
- ③ご申告いただいた内容について後日お尋ねさせていただく場合がございますので、申告書表面右上の「電話番号」欄に連絡先を記入してください。
その際は、柏原市役所市民税係(072-972-6241)より連絡があることをあらかじめご了承ください。
- ④マイナンバーカード、通知カード及び本人確認書類についてはコピーを同封してください。
(マイナンバーカードについては両面のコピーが必要です。)
また、申告書の「個人番号」欄には、マイナンバーを記入してください。
※マイナンバーとは、マイナンバーカード及び通知カードに記載されている12桁の数字のことです。
- ⑤添付資料などが返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですが、所要額の切手を貼り付けした別の封筒に申告書と添付資料を入れて郵送してください。
- ⑥申告書の受付書を返却希望の方は、返却希望の旨を明記のうえ、返信用封筒(宛名を記入し、所要額の切手を貼り付けしたもの)を同封してください。
返却にはお時間をいただく場合がございます。
なお、返信用封筒のご用意がない場合や、後日になって返却をご希望された場合、返却はできませんのでご了承ください。

添付資料につきましては、申告書裏面上部の『◎持参していただくもの』をご参照ください。

申告書の書き方については、次ページ以降をご覧ください。

申告書の書き方

令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入・所得などの状況について記入してください。

住所、氏名等を記入してください。

令和7年度(令和6年分) 住民税 応申税申告書

住所	職業
現在住所	電話番号
氏名	個人番号
長男	続柄
生年月日	基本

年 月 日提出 令和6年(1月1日～12月31日)中に所得がなかった方等の記載欄

(代理作成者の氏名)

※市記入欄※

□ A. 下記の者の扶養又は援助を受けていた。
→ 住所:
氏名: 続柄:

□ B. 非課税所得を受給していた。
→ 遺族年金・障害年金・雇用保険・生活保護

営業等	ア
事業	イ
農業	ウ
不動産	エ
1 利子	オ
配当	カ
給与	キ
雑	ク
その他	ケ
7から9までの計	コ
総合課税・一時	カ
合計	ケ

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料
円	円	円
13 社会保険料控除	国民年金	所得の源泉徴収票
円	円	円
14 小規模企業共済等掛金控除	種類	支払金額
円	円	円
15 生命保険料控除	新生命保険料	旧生命保険料
円	円	円
16 地震保険料控除	※地震保険料と旧長期損害保険料が同契約の場合どちらか一方を記入してください。	
円	円	円



次ページ以降の記入方法をご覧ください。

- ・ 本人該当欄 (17, 18, 19)
 - ・ 配偶者控除欄 (21, 22)
 - ・ 扶養控除欄 (23, 5, 15)
 - ・ 障害者控除欄 (20-1, 20-2)
- 上記の控除を適用するためには、添付資料だけでは確認が不十分な場合があります。
- 該当する場合は必ず申告書の各欄にご記入ください。

この枠内には記入しないでください。

4 所得から差し引かれる金額	所得	0000	0000
17 寡婦・ひとり親控除	0000	0000	0000
18 勤労学生控除	0000	0000	0000
19 障害者控除	0000	0000	0000
20 配偶者控除	0000	0000	0000
21 配偶者特別控除	0000	0000	0000
22 扶養控除	0000	0000	0000
23 基礎控除	0000	0000	0000
24 雑損控除			
25 医療費控除			
26 雑損控除			
27 医療費控除			
28 寄附金控除			
合計			

④ 収入・所得金額の記入方法

1 収入金額等	所得の種類ごとに、1年間の収入金額をア～シに記入します。
2 所得金額	所得の種類ごとに収入から必要経費等の収入から差し引かれる金額を引いて、①～⑨・⑩に記入します。⑦～⑨を合計し⑩に記入し、①～⑥・⑩・⑪を合計し⑫に記入します。 収入のない方は、『令和6年（1月1日～12月31日）中に所得がなかった方等の記載欄』の該当するものにチェックをします。

所得の種類		種目	所得金額の計算方法
事業	営業等	ア 卸売業、小売業、飲食業、サービス業のほか 大工、医師、作家、外交員など	収入金額－必要経費＝所得金額
	農業	イ 農作物、果樹栽培、酪農品など	
不動産		ウ 貸家、貸店舗、アパート、駐車場など	
利子		エ 公社債、預貯金の利子、合同運用信託や公社債 投資信託の収益の分配など	収入金額＝所得金額
配当		オ 株式の配当、余剰金の分配など	収入金額－負債の利子＝所得金額
給与		カ 給与、賞与、賃金など	『※1 給与所得計算表』参照
雑	公的年金等	キ 国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など (遺族年金や障害年金は含みません)	『※2 公的年金等所得計算表』参照
	業務	ク 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続 的なもの(例：シルバー人材センターから支払 われる報酬)	収入金額－必要経費＝所得金額
	その他	ケ 個人年金などキ・クに該当しないもの	収入金額－必要経費＝所得金額
総合 譲渡	短期	コ 土地建物以外の資産を、その取得日以後5年以 内に譲渡したことにより生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝所得金額 (※3)
	長期	サ 土地建物以外の資産を、その取得日以後5年を 超えてから譲渡したことにより生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝所得金額 (※3) (※4)
一時		シ 懸賞の当選金、競馬・競輪などの払戻金、生命 保険の満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝所得金額 (※5) (※4)

※1 給与所得計算表

給与収入金額 A	給与所得金額
550,999円以下	0
551,000円～1,618,999円	A－550,000
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000
1,628,000円～1,799,999円	A÷4 ×2.4+100,000
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満 ×2.8－80,000
3,600,000円～6,599,999円	切り捨て) ×3.2－440,000
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000
8,500,000円以上	A－1,950,000

※2 公的年金等所得計算表

年齢	公的年金等の収入金額 B	所得金額
65歳以上 S35.1.1 以前	3,299,999円以下	B－1,100,000
	3,300,000円～4,099,999円	B×75%－275,000
65歳未満 S35.1.2 以後	1,299,999円以下	B－600,000
	1,300,000円～4,099,999円	B×75%－275,000
共通	4,100,000円～7,699,999円	B×85%－685,000

●所得金額調整控除

対象者	給与所得金額と公的年金等に係る雑所得金額がある方 で、合計額が10万円を超える方
控除額	①給与所得＋②公的年金等に係る雑所得－10万円 (①②共に所得が10万円を超える場合は10万円で計算)

- ※3 短期譲渡と長期譲渡の特別控除額は合わせて最高50万円です。
まず短期譲渡から控除し、残額がある場合は長期譲渡からも控除します。
※4 課税される所得金額は1/2を乗じた後の金額で計算します。
※5 一時所得の特別控除額は最高50万円です。

③ 所得から差し引かれる金額（所得控除）の記入方法

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	各欄に該当する金額や氏名などの必要事項を⑬～⑳に記入します。
4 所得から差し引かれる金額	所得控除を計算し、対応する⑬～⑳に記入します。 ⑬～⑳を合計し㉑に記入し、㉑に㉒・㉓を合計し㉔に記入します。

(注) 医療費や保険料等は、前年1月1日から12月31日までに支払った金額となります。

(注) ひとり親（寡婦）や学生、障害者、扶養親族などは前年12月31日の現況によって判定します。

判定の対象となる扶養親族等が前年中に死亡している場合は、その死亡時の現況によって判定します。

控除の種類	控除適用の要件や必要な書類等	控除額
⑬社会保険料控除 ⑭小規模企業共済等掛金控除	国民健康保険料、国民年金、その他健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、小規模企業共済の掛金等を支払ったとき。 添付書類：保険料の支払証明書等	支払額全額
⑮生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払ったとき。 添付書類：保険料の控除証明書	6 ページ『※6 生命保険料控除額計算表』参照
⑯地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料を支払ったとき。 (注)火災保険のみの場合は控除対象となりません。 添付書類：保険料の控除証明書	6 ページ『※7 地震保険料控除額計算表』参照
⑰⑱寡婦・ひとり親控除	寡婦 夫と離別または死別し子以外の扶養親族を有する方または夫と死別後に再婚していない方。 (注)どちらも合計所得金額が500万円以下の方に限ります。	26万円
	ひとり親 生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を持つ単身者で、合計所得金額が500万円以下のとき。	30万円
⑲勤労学生控除	学生の方で、自己の勤労による所得があり、前年の合計所得金額75万円以下かつ不労所得金額10万円以下のとき。 添付書類：学生証や在籍証明書	26万円
⑳障害者控除	納税義務者、同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳や福祉事務所より障害者控除の対象認定を受けているとき。 添付書類：障害の種別や等級（程度）のわかる各種手帳、障害者控除対象者認定書	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円 特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級など
㉑配偶者控除	納税義務者と生計を一にする配偶者（専従者又は他の人の扶養親族を除く）の前年の合計所得金額が48万円以下のとき。 (注)納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。	7 ページ『※8 配偶者控除額計算表』参照
㉒配偶者特別控除	納税義務者と生計を一にする配偶者（専従者又は他の人の扶養親族を除く）の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下のとき。 (注)納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。	7 ページ『※9 配偶者特別控除額計算表』参照
㉓扶養控除	納税義務者と生計を一にする配偶者以外の親族（専従者又は他の人の扶養親族を除く）の前年の合計所得金額が48万円以下のとき。	7 ページ『※10 扶養控除額計算表』参照
㉔基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下のとき。	8 ページ『※11 基礎控除額一覧』参照
㉕雑損控除	災害や盗難等により住宅や家財（生活に必要な資産に限る）に損害を受けたとき。 添付書類：市・消防署・警察署が発行した証明書、被災した住宅家財等の損失額の計算書、災害関連支出の領収書等	下記のうちいずれか多い金額 ・損失額金額－保険金等で補填される金額－（総所得金額等×10%） ・災害関連支出－保険金等で補填される金額－5万円

→ → → → → 次ページに続きます → → → → →

控除の種類	控除適用の要件や必要な書類等	控除額
⑳医療費控除	医療費を支払ったとき。 添付書類：医療費控除の明細書、医療費通知の原本	下記のうちいずれか多い金額 (上限 200 万円) ・支払金額－保険金等で補填される金額－(総所得金額等×5%) ・支払金額－保険金等で補填される金額－10 万円
	セルフメディケーション税制による特例 健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行い、 スイッチ OTC 医薬品の購入費を支払ったとき。 添付書類：セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組 組みを行ったことを明らかにする書類	支払金額－保険金等で補填される金額－12,000 円 (上限 88,000 円) (注) この特例を受ける場合は、上記の医療費控除を受けることができません。
㉑寄附金控除	市町村への寄附(ふるさと納税)や日本赤十字社大阪府支部などへの寄附を行ったとき。 添付書類：寄附金控除に関する証明書、寄附金の受領書 ※申告書裏面『11 寄附金に関する事項』の記載も記載してください。	※市民税・府民税においては、寄附金控除を適用せず、寄附金税額控除を適用します。

※6 生命保険料控除額計算表 (契約の種類については控除証明書をご確認ください。)

旧制度契約 一般生命保険料 / 個人年金保険料		新制度契約 一般生命保険料 / 個人年金保険料 / 介護医療保険料	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
15,000 円以下	支払額全額	12,000 円以下	支払額全額
15,001 円～40,000 円	支払額÷2+7,500 円	12,001 円～32,000 円	支払額÷2+6,000 円
40,001 円～70,000 円	支払額÷4+17,500 円	32,001 円～56,000 円	支払額÷4+14,000 円
70,001 円以上	35,000 円	56,001 円以上	28,000 円

【一般生命保険料と個人年金保険料について、旧制度契約と新制度契約がある場合】

上表により、旧制度契約と新制度契約の控除額をそれぞれ算出した後、控除額を合計します(上限 28,000 円)。算出した旧制度契約と新制度契約の合計控除額よりも、旧制度契約のみで計算した控除額が大きくなる場合は、旧制度契約のみで計算した控除額を適用することができます(上限 35,000 円)。

生命保険料控除の控除上限額は 70,000 円です。

控除額 = 一般生命保険料分 + 個人年金保険料分 + 介護医療保険料分 (上限 70,000 円)

※7 地震保険料控除額計算表 (契約の種類については控除証明書をご確認ください。)

地震保険料		旧長期損害保険料	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
50,000 円以下	支払額÷2	5,000 円以下	支払額全額
50,001 円以上	25,000 円	5,001 円～15,000 円	支払額÷2+2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円

地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、上表により、それぞれ控除額を算出して合計します。

地震保険料控除の控除上限額は 25,000 円です。

また、一つの契約内で、地震保険と旧長期損害保険の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。

※8 配偶者控除額計算表

配偶者の区分	納税義務者の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人 (S30. 1. 1 以前生)	38万円	26万円	13万円

※9 配偶者特別控除額計算表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

※10 扶養控除額計算表

被扶養者の区分	該当する生年月日	控除額
年少	平成 21 年 1 月 2 日以降生	0 円
一般	平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日生 昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生	33 万円
特定	平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生	45 万円
老人	昭和 30 年 1 月 1 日以前生	38 万円
同居老親	昭和 30 年 1 月 1 日以前生 (注)同居を常としている直系尊属の扶養親族に限ります。	45 万円

● 国外居住親族にかかる扶養控除の見直し

令和 6 年度より、国外居住親族にかかる扶養控除の適用について、控除の対象となる扶養親族の要件が見直しされました。

国外居住親族の年齢	添付書類 (※ 2)	
16 歳未満 (※ 1)	「親族関係書類」「送金関係書類」	
16 歳から 29 歳まで、または 70 歳以上	「親族関係書類」「送金関係書類」	
30 歳から 69 歳 まで	38 万円以上の支払いを受けている方	「親族関係書類」「38 万円以上の送金書類」
	留学生	「親族関係書類」「送金関係書類」「留学ビザ等書類」
	障害者	「親族関係書類」「送金関係書類」「障害者確認書類 (※ 3)」

※1 16 歳未満の方の場合、扶養控除の適用はありませんが、非課税基準の扶養親族数に含むことができます。

※2 いずれの書類も外国語で作成されている場合、それぞれ日本語の翻訳文も提出する必要があります。

※3 日本の障害者手帳、もしくは障害者手帳に代わる障害の程度が確認できるもの (医師の診断書や海外の障害者手帳など) の提出が必要です。

※11 基礎控除額一覧

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

●総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です（申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長[短]期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です）。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の金額（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（純損失や雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失、上場株式等に係る譲渡損失、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失、先物取引の差金等決済に係る損失）

●合計所得金額とは

「総所得金額等とは」で掲げた損失の繰越控除適用前の各所得を合算したもののことをいいます。

表1 【令和3年度以降の市民税・府民税の均等割及び所得割の非課税基準】

要件など		所得要件
寡婦控除・ひとり親控除を受ける方、または障害者（特別障害者を含む）・未成年者（平成19年1月3日以後生まれ）に該当する方 …A		合計所得金額が135万円以下
均等割の非課税 限度額の合計所得金額の要件	同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合	42万円以下
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	$32 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 29 \text{万円}$ 以下
所得割の非課税 限度額の総所得金額等の要件	同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合	45万円以下
	同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	$35 \text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 42 \text{万円}$ 以下

1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（B）は均等割・所得割共に非課税になります。

●森林環境税（国税）

令和6年度より森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税（国税）が創設されました。

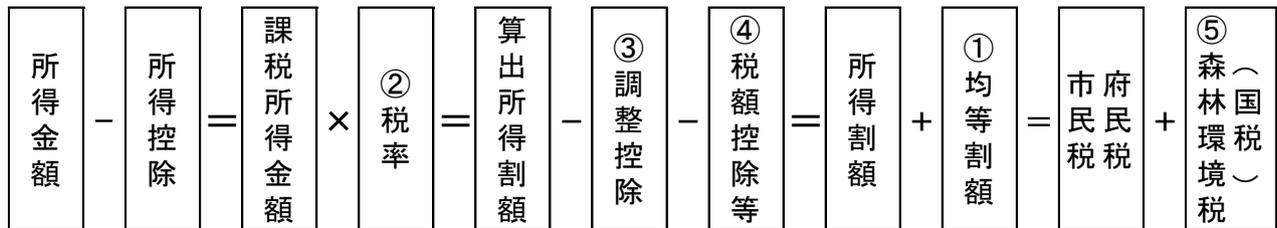
【森林環境税（国税）の非課税基準】

要件など	所得要件
同一生計配偶者または扶養親族を有しない場合	41万5千円以下の方
同一生計配偶者または扶養親族を有する場合	31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+28万9千円以下

表1において、AまたはBに該当される方は、森林環境税（国税）非課税となります。

森林環境税（国税）のみ課税の方は、市民税・府民税は非課税に該当します。

● 市民税・府民税の計算方法概算 ●



①均等割額

市民税	3,000円
府民税	1,300円

※府民税の均等割には「大阪府森林環境税」が300円含まれています。

②税率

市民税	6%
府民税	4%

※分離課税にかかる所得については地方税法に定める税率を適用します。

③調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の方	合計課税所得金額が200万円超の方
次の(a)と(b)のいずれか少ない額の5% (市民税3%、府民税2%)	次の(c)から(d)を控除した額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3%、府民税2%)
(a) 所得税との人的控除の差の合計額 (b) 合計課税所得金額	(c) 所得税との人的控除額の差の合計額 (d) 合計課税所得金額-200万円

④税額控除等

配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除を含みます。

⑤森林環境税(国税)

年税額 1,000円

(注) 公的年金等に係る雑所得金額を除いた合計所得金額が1,000万円を超える方や、給与収入金額が850万円を超えており一定の要件を満たす方は、所得の計算が一部異なります。詳しくは課税課市民税係(072-972-6241)までお問い合わせください。

※※市民税・府民税の非課税基準については8ページをご覧ください。※※

●事業税に関する事項(詳細については、中河内府税事務所までお問い合わせください。Tel:06-6789-1221)

①非課税所得など

事業税は、事業の種類により税率等が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(ア)及び(イ)に該当する方は、「非課税所得など」欄に、該当する番号とその所得金額を記載してください。

(ア)複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業(農業に付随して行うものを除きます。)から生ずる所得
2. 水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除きます。)から生ずる所得
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者その他両眼の視力0.06以下の者が行うものを除きます。)から生ずる所得
5. 装蹄師業から生ずる所得

(イ)次に掲げる所得(非課税所得)がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採事業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬に係る所得
9. 外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)
10. 地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

②損益通算の特例適用前の不動産所得

事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の部分についても、損益通算の対象となります。これに該当する金額がある場合には「損益通算の特例適用前の不動産所得」欄にその金額を記載してください。

③事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産(土地、構築物、建物、無形固定資産を除きます。)をその事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失は、損失の生じた年(青色申告書を提出することが認められている場合に限り)の翌年以後連続して申告を行う場合に限り、事業税でも翌年以後3年間に繰り越して控除することができます。また、事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失が含まれているときは、損失の生じた年の後の年分につき連続して申告を行う場合に限り、その損失等の額は、事業税でも翌年以後3年間繰り越して控除することができます。なお、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害により事業用資産に生じた損失については、上記控除期間がそれぞれ5年間になります。これらに該当する損失がある場合には、「事業用資産の譲渡損失など」欄にその損失の金額を記載してください。

④前年中の開(廃)業

令和6年中に開業又は廃業した場合には、「前年中の開(廃)業」欄の開始・廃止の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

⑤他都道府県の事務所等の有無

事業税では、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)が所在する都道府県により課税され、また、複数の都道府県に事務所等がある場合には、所得金額をその事務所等の従業者数であん分して課税されます。他都道府県に事務所等がある場合には、「他都道府県の事務所等」欄の□に✓を付してください。